

商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。

イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。

ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。

(積送基準に関する取扱い)

68-5-9 次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

経済連携協定名	積送基準
シンガポール協定	シンガポール協定第27条
メキシコ協定	メキシコ協定第35条
マレーシア協定	マレーシア協定第32条
チリ協定	チリ協定第41条から第42条
タイ協定	タイ協定第32条
インドネシア協定	インドネシア協定第33条
ブルネイ協定	ブルネイ協定第28条から第29条
アセアン包括協定	アセアン包括協定第31条
フィリピン協定	フィリピン協定第33条
スイス協定	スイス協定附属書2第14条
ベトナム協定	ベトナム協定第31条
インド協定	インド協定第34条
ペルー協定	ペルー協定第52条
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3・8条
モンゴル協定	モンゴル協定第3・8条

令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。

(「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い)

68-5-10 令第61条第1項第2号ロ(2)に規定する「博覧会等への出品のため

送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2 - 15 (直接運送に関する取扱い) の (3) の規定を準用する。

(原産地証明書の必要的要件及び様式)

68-5-11

(1) 以下、本節において、原産地証明書とは、次表第 1 欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

協定名	原産地証明書	本節における略称
シンガポール協定	シンガポール協定第 31 条に基づく原産地証明書	シンガポール協定原産地証明書
メキシコ協定	メキシコ協定第 39 条の A に基づく原産地証明書	メキシコ協定原産地証明書
マレーシア協定	マレーシア協定第 40 条に基づく原産地証明書	マレーシア協定原産地証明書
チリ協定	チリ協定第 44 条に基づく原産地証明書	チリ協定原産地証明書
タイ協定	タイ協定第 40 条に基づく原産地証明書	タイ協定原産地証明書
インドネシア協定	インドネシア協定第 41 条に基づく原産地証明書	インドネシア協定原産地証明書
ブルネイ協定	ブルネイ協定第 37 条に基づく原産地証明書	ブルネイ協定原産地証明書
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書 4 第 2 規則に基づく原産地証明書	アセアン包括協定原産地証明書
フィリピン協定	フィリピン協定第 41 条に基づく原産地証明書	フィリピン協定原産地証明書
スイス協定	スイス協定附属書 2 第 16 条に基づく原産地証明書	スイス協定原産地証明書
ベトナム協定	ベトナム協定附属書 3 第 2 規則に基づく原産地証明書	ベトナム協定原産地証明書
インド協定	インド協定附属書 3 第 3 節に基づく原産地証明書	インド協定原産地証明書
ペルー協定	ペルー協定第 54 条に基づく原産地証明書	ペルー協定原産地証明書
オーストラリア協定	オーストラリア協定第 3 ・ 15 条に基づく原産地証明書	オーストラリア協定原産地証明書
モンゴル協定	モンゴル協定第 3 ・ 16 条に	モンゴル協定原産地証明